

記念物100年と先史考古学

—史跡保存と1910年代の考古学—

村田 章人

1 はじめに

「史蹟名勝天然記念物保存法」⁽¹⁾は大正8年(1919)4月9日に公布され(官報第2003号)、同年6月1日から施行された。令和元年(2019)は、同法制定100年の記念すべき年に当たり、文化庁においても「記念物100年展」を全国で開催するなど、積極的に記念物保護の意義の周知を図っている(文化庁ウェブサイト等)。さきたま史跡の博物館においてもその趣旨に賛同し、同展に参加してパネル展示を行った。

さきたま史跡の博物館が保存と活用を進めている史跡埼玉古墳群は、同法に基づき、昭和13年(1938)8月8日、「埼玉村古墳群」の名称で国指定史跡に指定された(官報第3479号、文部省告示第292号)。昨年度(平成30年度)は、埼玉古墳群国指定80年の記念の年に当たり、さきたま史跡の博物館においても記念講演会を実施した(『さきたま これから あれから』)。令和元年(2019)には、国の特別史跡への指定の答申が出されたところである(11月15日)。

また、嵐山史跡の博物館が管理している史跡比企城館跡群菅谷館跡は昭和48年(1973)5月26日に国指定史跡に指定され、平成20年(2008)3月28日、松山城跡、杉山城跡、小倉城跡が追加指定され、町村を超えた広域の指定として注目されているところである。

さて、同法が制定された1919年は、我が国の先史考古学にとっても、記念すべき年である。それは、縄文土器編年研究の先駆的業績とされる松本彦七郎の一連の土器研究が発表された年であり(松本1919a~i)、その前年には、その後の土器研究発展のための踏切板的な役割を担うことになった、国府遺跡の発掘調査報告書が刊行されている(濱田他1918, 濱田1918d)。周知のとおり、縄文土器研究、特に現在につながる編年研究は、山内清男による昭和初期の一連の研究によって確立され、それが現在も参照枠となっている(山内1929, 1934, 1937他)。山内の縄文土器編年研究は、これら濱田、松本の業績の批判的な継承の上にある。その意味で1919年は、現在に直接つながる縄文土器研究の成立の年ともいえる。

史蹟名勝天然記念物保存法制定前後に関する動向については、多くの論考があるが(田中1973、西村1993、赤坂2000他)、この時期の、記念物保護と先史考古学側の動向との相互の関連についての論究は、あまりなされていないように見受けられる。本稿では、相互の反応や影響の在り方に関する、いくつかの時代の断面を取り上げ、現在の先史考古学の在りようから眺めることで、相互の関連について考えてみたい。

2 1919年前後の先史考古学—変革の時代—

1919年は、先述したように先史考古学にとっても記念すべき年である。その状況について概観してみよう⁽²⁾。

濱田耕作は、1917年に大阪府の国府遺跡の発掘調査を行い、1918年、及び1920年にその報告書を刊行した(濱田他1918, 濱田他1920)。この第一冊目の報告中の一節、「土器の系統」

において、濱田は日本列島上で確認されていた土器を分類し、東アジア全体の中に位置づけようと試みた(濱田 1918d)。その中で現在の縄文土器に当たるものを「原始縄文土器」、「アイヌ式縄文土器」に分け⁽³⁾、当時の「人種」観念⁽⁴⁾との関係において考察を行っている。濱田の土器系統論については、それまで一対一の対応関係で語られてきた「人種」と「土器」を、それぞれに分けて検討した嚆矢であったという評価(小林 1971a,b、泉 1984)がある一方、分析の不十分さを指摘する論もある(高橋 1980、工藤 1998 他)。

この濱田の系統論に対して、動物学者⁽⁵⁾松本彦七郎は真っ向から反論を行い、本格的に先史学に参入することになる⁽⁶⁾。松本は、濱田の土器系統論が、資料の差異と類似を「得手勝手」(松本 1918,249 頁)に結び付けて「系統」を作り上げていること、また濱田の「系統」は、土器と「人種的観念」が混和されてできているものということ、強く批判した。松本の「系統」概念は、徹底した資料の観察とそれに基づく分類に基づくものであり、それは動物学者・分類学者としての松本の科学観に依拠している。松本の業績は、一般的には層位的発掘の実施、及び数量的データの提示とそれに基づく型式の設定という側面(松本 1919a～i)が高く評価されている(鈴木 1984、他)。しかし松本による土器型式設定の背景には、繰り返すが徹底的な資料の観察とそれに基づく分類、分類の単位の間「系統」性を確認して系統図を設定するという、分類学者としての学問的な態度がある(村田前掲)。それによって成立したものが、松本の「型式」と「紋様系統論」(松本 1919d,e)である。

この松本の一連の土器研究、石器時代研究を一つの基礎として、山内の一連の研究が進展し、1929 年には「関東北の繊維土器」が発表され(山内 1929)、縄文土器編年の基礎が築かれることになる。その意味で、1919 年という年は我が国の先史考古学にとって記念すべき年である。

1919 年前後の先史考古学は、この他、鳥居龍蔵による「厚手式」等と「部族」の関係論(鳥居 1920)、長谷部言人による一連の石器時代研究があり、まさに、時代の変革期であった。分類学、型式学、層位的な発掘調査の進展とともに、縄文土器の編年が徐々に形を整え、山内清男に集約される形で、一つの山を迎える。

また、1910 年代は、19 世紀末の「アイヌ・コロボックル論争」から引き続いて、「人種論」が先史学の議論の関心の中心でもあった時代でもある(寺田 1975、工藤 1979 他)。先に指摘したように、濱田の土器系統論は「人種」との関わりが議論の前提となっており、松本の参入も、濱田の「人種論」及び土器と「人種」との関連に関する主張に対する反論となっている⁽⁷⁾。本論ではそのこと自体と記念物保護行政の関連についての検討は行わないが、記念物保護制度確立のプロセスに当時の学問的状況が反映されている事象は見てとることができる。例えば、史蹟名勝天然記念物保存法制定に向けて意見書を出していた黒板勝美は、「史蹟」の種類として多くのものを上げているが、その一つに「先住民族に関するもの」という分類があり、そこに含まれるものは「貝塚、竪穴、土器塚、石器製作所跡」である(黒板 1912,97 頁、1915,20 頁)。これは、日本列島において石器時代の遺跡を残した主体は、それがどのような集団であれ「先住民」であったという、19 世紀後半から支持されてきた考え方、「人種交替パラダイム」(坂野 2005、ナンタ 2006,2007)を反映しているものと言えよう。それが後年、内務省から示された「史蹟名勝天然記念物保存要目」では「九、貝塚、遺物包含地、神籠石其ノ他人類学及考古学上重要ナル遺蹟」(官報 2258 号、1920 年 2 月 16 日)に整理されている。

1910年代は先史考古学史上新しい時代への勃興期ではあるが、その学問の成果や実績がどのように法に反映されたのかという点からも今後検討する必要があると思われる。

3 先史考古学の資料論、及び記念物保護との関連

(1) 文化財保護の主張と遺跡の現状保存

当時の先史考古学の主要なプレイヤーの多くは、遺跡の保護について、程度の強弱はあれ、一定の主張をしている。濱田は、折に触れて文化財保護の必要性・重要性について主張している(濱田 1907,1916a～f、他)。濱田は大阪毎日新聞の連載記事「歴史記念物の保護」で、記念物保護の取組の必要性が有識者や民間から声が上がっていること、諸外国では法整備が進んでいるが日本では歩みが遅いことを批判し、「敢て当局者に望む」として、「日本全国に散布している数千の古墳、或いはその他の遺蹟」が、歴史の貴重な記録であると指摘した上で、これらの保存及び、法整備の必要性を強く訴えている(濱田 1916a～f)。

鳥居龍蔵も遺跡の保存運動にかかわっていることも記録されている(石井 2017)。また先史考古学の学史上極めて重要な調査である、長谷部言人による岩手県大洞貝塚の発掘調査や、山内清男による福島県小川貝塚の発掘調査も、各県の史蹟調査会の要望や支援によって実施された(長谷部 1915、山内 1924)。山内はその報文において、「県当局」による遺跡の適切な調査が「史蹟調査のため遺跡の性質を究め得る」ことを指摘している。このように、1910～20年代、史跡の保存やそのための調査は、先史考古学の発展に大きく寄与していたことを改めて確認しておく必要があるだろう⁽⁸⁾。

ところが、意外なことに、記念物保護の重要性を広く訴えた濱田には、貝層の現状保存に対して、極めて冷淡とも取れる発言がある。濱田は、史蹟名勝天然記念物保存法施行2年後の1921年7月に発表した論文で、「古蹟の保存法は、各古蹟の性質によって自ら異なる可きものである。之を杓子定規に現存の保存を以て臨む様なことがあつては迂遠も亦甚だしい。例へば石器時代の貝塚の如きを、保存と称して學術的発掘をさへ禁止することがあつては馬鹿の骨頂である。貝塚の如きは其の内部に、過去の史実を窺ふ可き遺物を包蔵して居たことに於いて記念す可きものとなるのである。貝殻ばかり幾ら集積しても、それは石灰の原料たるに過ぎぬ。(傍点原著者)」（濱田 1921,74頁）とし、貝塚そのものは記念物として保存の対象であっても、貝塚を構成する主体である貝層そのものの現状保存には消極的な発言をしている。

また、長谷部も大洞貝塚の調査報文で、「石器時代遺跡を保存するには却て之を一たび解体し、然る後筆舌によりて正確に復成するより合理的なる手段なき…(後略)」と述べ、遺跡の現状保存について、理解を示していない発言をしている(長谷部 1925,360頁)。文化財保護について強く主張しつつも、具体的な方法論では現状の文化財保護の理念からはかけ離れた発言と言えよう。

現在の文化財保護の基本的な考え方からは、ほとんど理解しがたいこのような発言をどのように考えればよいのだろうか。単に彼らの、貝塚保存に対する無理解と考えるべきなのだろうか。もちろん、学問や文化財保護思想発展の一つのステージという理解も可能であるが、筆者は、これらの発言の背後に、「遺構」概念の不在と、「遺物包含層」概念の変容過程が関わっているものと考え。以下、順次検討を行う。

(2) 濱田の考古資料論

濱田の連作論文、「考古学の栞（一）～（八）」は、主著のひとつである『通論考古学』（濱田 1936）の前身と言えるものであるが、当時の濱田の考古学観をよりリアルな形で表現しており、多くの興味深い内容を有している（濱田 1918a～c,e,1919a～d）。この「栞」は、前述の国府遺跡の発掘調査報告書とほぼ前後して書かれており、「土器の系統」を著したころの濱田の考古資料観を考える上で、大変貴重な論考である。この「栞」から、先史考古学の基本的概念、特に「考古資料」に関する濱田の考えを確認してみよう。

まず、「考古学」について、濱田は「考古学は人類の物質的遺物 (material remains) に拠りて、人類の過去を研究するの学なり。」と定義する(1918a,78頁)⁽⁹⁾。そして、「物質的遺物」とは「是れ人類の手によりて成れる一切の空間的物件を指すもの」とし、「建築彫刻絵画等は固より器物其他のものを包含し、歴史の主として取扱ふ所の文書記録的資料に相對するものなり。」とする(同,78頁)。この「物質的遺物」は「考古学の研究資料」(濱田 1918b,86頁)であり、これが「考古学的資料は普通分つて遺物と遺跡の二となす」(1918b,88頁)とされる。つまり、濱田の考古学とは、物質的資料である「遺物」と「遺跡」によって研究を行う営為である。

この「遺物」と「遺跡」について、濱田は次のように理解している。両者の区別は「便宜上常識的」なものであり、「遺物」とは、「通常形大ならずして、位置を変更運搬し得きもの」、「遺跡」とは、「形大なる遺物、若しくは遺物の一群にして、運搬すること困難不能なること、家屋城塞墳墓等の如きものを言ふ」(同,88頁)。ここから読み取れることは、濱田にとって、「遺物」と「遺跡」の弁別の基準は大・小、そして運搬の可・不可であるということ、つまり「遺跡」とは「動かすことのできない、かつ/または、大きな遺物」であるということである。

「遺跡」について濱田が例示しているものは①墳墓、②住居等で、さらに「住居地」の著しいものとして、「貝塚」をあげている(濱田 1918c)⁽¹⁰⁾。特に「墳墓」については、研究上重要な「遺跡」として詳しく解説している(同 1918c)。また、「我国に於いて貝塚以外の石器時代遺跡には竪穴遺物散布地、同包含地等あるのみ」(同,100頁)とし、先史考古学の対象である石器時代の遺跡としては、「貝塚」、「竪穴遺物散布地」、「同包含地」(後述するように、「遺物包含層」と同義)があげられている。

それでは、現在我々が「遺構」として捉えているものを濱田はどのように考えていたのか。濱田は国府遺跡で彼自身が調査を行った人骨を伴う墓跡について、これを「遺跡」として紹介しており、濱田の「遺跡」は、現在「遺構」として概念化されているものを含むものと考えて間違いない。これらについて濱田は「大きな遺物、動かさない遺物」と考えていたことを再確認しておこう。

現在、考古資料論の中で言及される「遺構」概念、先史考古学の中で理解されている「遺構」概念は、「人間の活動、若しくは人為と自然との関係が大地に残した痕跡」という側面から構成されているとあってよいだろう⁽¹¹⁾(近藤 1976、小野山 1985、田中 2002 他)。このような「遺構」概念は、濱田にとっての「遺跡」とは異なるものである。

これは濱田に限ったことではなく、1910～20年代の日本考古学には「遺構」という概念は存在していなかった。遺構論の文脈ではよく知られている通り、考古学の中で「遺構」という

用語が定着するのは戦後、発掘調査が全国的に広がってからのことである。小野山節によれば、考古学における「遺構」概念の定着は第二次大戦後のこと、発掘における建築史家との協働の過程で建築史の概念が導入されたことが契機であり（小野山 1985,24 頁）、田中琢は、発掘された建物痕跡で本来の用途が不明なものに対して 1960 年頃から使われ始めたとしている（田中 2002,20 頁）。

「遺構」という概念がなかったことは、小野山が指摘している通り（小野山 1985,24 頁）、中谷治宇二郎の『日本石器時代提要』で、住居跡等について「部分的なる遺跡」という用語を当てていることからもうかがえる（中谷 1934,137 頁）。濱田が「考古学の棗」を執筆した当時、墓跡等、「遺構」に相当するものの発掘調査も行われていた。濱田の人為の痕跡に対する意識は高く、「又た人類及家畜（ママ）其者の遺骸又た糞尿等の排泄物と雖も其の中に包含するのみならず其の無意識的に残したる足跡手澤の痕をも逸す可きに非ず」（1918b,87 頁）、「灰及炭化物の発見は人類の棲息住居せるを證する最も有力なる資料なり。」（同 87 頁）と、自然遺物や大地に残された人為の痕跡を詳細に追及する意義について強調している。ただ、「遺構」という用語で概念化することはまだなかった⁽¹²⁾。

濱田が貝層の現状保存に対して消極的であったことの背景には、この「遺構概念」の不在があったと考える。貝層は「遺跡」の一部であって、それは濱田の論理からすると「大きい遺物」である。そして貝層と極めて近い性格を持つ「遺物包含層」は、次節で見るように、現在我々が認識する「遺物包含層」とは、やや内実が異なる形で把握されていたと考えられる。このことについて次節で見ることにする。

(3) 「遺物包含層」

「遺物包含層」という用語は、よく知られている通り鳥居龍蔵によって設定されたものである（大野・鳥居 1894,1895a,b）。鳥居はこの「遺物包含層」をどのように捉えていたのだろうか。鳥居は、工事等によって掘削された台地等の断面に露出していた遺物の存在から、《先史時代の遺物は、本来地中に包含されているものであり、後世の攪乱等によって偶々地上に表れたものを自分たちは遺跡として認識していた》と考え、「石器時代ノ遺跡ナルモノハ…（中略）…必ズヤ幾尺カノ土壤ヲモツテ覆ハレ加之其遺物ノ如キモ堅ク包含セラレ居ルモノナラザル可カラズ。カヽレバ余等ハコレニ名称ヲ下シテ「遺物包含層」トセリ。」とした（大野・鳥居 1895a,179-180 頁）。さらに、後年東京市内の小学校長を対象とした講演の内容をまとめた書籍の中で、「武蔵野」における一般的な遺物の在り方について論じている（鳥居 1925）。鳥居は「武蔵野」では表層に「耕土」、その下位にあるやや明るい層の「亞耕土」、そして「壩母層（ローム層：筆者註）」と続くとする。そして、「有史以前」の遺物の在り方について「即ち亞耕土の所に丁度遺物が存在して居る。…（中略）…最初斯ういふ遺物は土地の上で拾ふものと思つて居たが、實際詳しく研究して見ると、実は此の亞耕土に存在して居るので、決して地上に存在するのでない。そこで私は之に名前をつけて、之を遺物包含層といふことにした。（傍点原著者）」（鳥居 1925,176 頁）と語っている⁽¹³⁾。

鳥居の「遺物包含層」は、遺物は耕作土とローム層の間の「亞耕土」にあることを見出し、その現象を概念化したものである。鳥居による、遺跡における遺物の在り様に関する指摘、「遺

物包含層」概念の提唱は大変重要で、その後の考古学に多大な寄与をしたものであり、遺跡調査に大きな影響を与えた。それ故、その用語が現在も一般的に用いられている。

しかし、鳥居の「遺物包含層」の提唱は、「遺物は本来地下にある」という事実、それが集中している箇所を「有史以前」の人為の、何らかの痕跡と捉えることにもっとも大きな意味を見出していた。さらに、鳥居にとっての「遺物包含層」とは、「遺物」というものは本来黒色土とローム層の間に存在するやや色の明るい層に含まれていること、「本来遺物が包含されている層」、換言すれば、「遺物が存在しているとしたら、ここである」ということを含意していることに留意する必要がある。もちろん、「遺物があるべき層」を敷衍して、「遺物が存在しない遺物包含層」ということまでを含意していたとは考えられないが、「遺物の在り様」に注目して提唱されていたことには注意する必要がある。

その点で、現在、考古学で用いられている「遺物包含層」概念と比較すると、そこには差異があることを確認する必要がある。

日本考古学における層位論の学史的な研究には、多くの蓄積があるが（佐藤 1988 他）、戦後の層位論において一定の影響を与えたものに、林謙作の「層序区分」がある（林 1973）。林のこの論文は、戦後、遺跡の発掘調査事例が増加する中で、その時点での「層」の理解を学史的に振り返りつつ、自覚的に捉えなおす試みを行ったものである。林はこの中で、「層そのものが、遺物とおなじく、歴史的過程をへてできあがってきたものである」とし、「層」は「歴史的形成物」としてとらえられるべきということ強く指摘した（同、15 頁）。「層」に対するこのような理解は現在通有のものとなっていると考えられる。当該論文が発表された当時、日本列島全体で発掘調査事例が急激に増加し、調査方法上も多くの試行錯誤があった。その中で、考古学界全体で「層」というものの理解が、急速に進んでいたことであろう。例えば、遺物集中地点の発掘調査、1970 年代以降の貝塚の微細な分層発掘、多くの低湿地遺跡の調査実績、環状盛土遺構などの調査実績等から明らかのように、「遺物包含層」に対する我々の理解は意識的・無意識的に変化し続けている。その実績と連動して、遺跡における「層」というものが、人為と自然の営為の相互連関による歴史的な形成物であるという理解は、現在ではほぼ共有されている。「遺物包含層」は、何らかの人為と自然の営為のかかわりによって遺物が一定程度集中して存在する層位であり、そのメカニズムは必ずしも明らかにはならない場合が多いとしても、「遺物包含層」に対するアプローチは、当該遺跡の形成過程の理解において不可欠なものであるという認識は、ほぼ共通しているといえよう。

これと比較すると、鳥居が提示した段階から 1910 年代当時における「遺物包含層」の理解は、「遺物を包含している、地下に存在する層位」という意味が強い。その形成のメカニズムについて実証的に語るには、発掘調査の事例も少なかった。遺跡の理解の中に占める「遺物包含層」の位置づけは、現在とは異なるものであったと考えられる。

(4) 小結

濱田等が貝塚の貝層の現状保存に対して消極的であったことの要因を、前節を基に検討してみたい。一つには当時の先史考古学の状況から自然遺物のサンプリング方法に対する認識が現在と比較して低かったということも確かに一因としてはあるだろう。1910～20 年代におい

て、貝層が多くの情報に満ちているという発想を持つことは困難であったとも言える。しかし、遺跡を現状のまま残すことに対する認識の低さは、それだけでは説明しにくい。筆者は「遺構」概念の不在と、遺物が存在する現象としての「遺物包含層」理解、それらに起因する遺跡での「遺物・遺構・層位」の関係性に対する認識が大きな要因であったと考える。

濱田も一般論としては遺跡の保護を強く訴えている。しかし、「遺構」概念がなく、「遺物包含層」が歴史的形成物であるという認識が弱ければ、遺跡の中の遺物・遺構・(遺物包含)層の関係性が持つ意味の把握は、現在とは違ったものであったろう。繰り返すが、濱田にとって「遺構」は「大きな遺物」であり、貝層は「遺物」を「包蔵して居った」ものである。貝層が濱田的な意味における「遺跡」だとすれば、それは動かすことの難しい遺物であり、「遺物包含層」に類似のものであれば人為の集積としての歴史的形成物としての認識がまだ弱かった。動かさないものは動かして遺物として保存できるものに意味を持たせればよかった。また、「遺物包含地」は記念物として法による保護の対象であったが、濱田にとっては、遺物を「包蔵して居った」ことに意味があるのであり、それを保護することは、貝塚に限って言えば「杓子定規」に映ったのであろう。その関係性全体が歴史を理解する上で、そして「現在」にとっても重要な意味を持つものであって保護の対象となるという、現在の遺跡保護の通念とは異なっていたものと考えられる。

濱田にとって、また、当時の考古学者にとって、「遺構」という概念は存在しない。また、集落遺跡の調査事例もなかった。「遺物包含地」も保存要目には含まれるが、現在の「遺物包含層」とは異なり、遺物が存在するメカニズムの結果として、ある程度法則的に捉えられるものとしてのいわば自然層の一部としての包含層で認識されていたものである。濱田や長谷部の対応は、縄文時代遺跡に対する無理解というよりも、「遺構」という概念がないこと、遺物包含層に代表される、「遺物」を含む「層」を歴史的な経緯の結果残されたものという認識が当時の先史考古学では弱かったこと、その結果として、遺跡における「遺物」、「遺構」、「層位」の関係全体が保護の対象になるという発想そのものが生まれにくかったことによるものと考えられる⁽¹⁴⁾。

4 記念物保護行政に見られるいくつかの断面

しかし、もう一つの疑問が残る。史蹟名勝天然記念物保存法の保存要目には、史跡の種別として、はっきりと「貝塚、遺物包含地、神籠石其ノ他人類学及考古学上ノ重要ナル遺蹟」と記されている。これらが法的に保護の対象にあったにも関わらず、濱田や長谷部が貝層の現状保存に消極的であったという事態をどのように考えるべきだろうか。このことについて、記念物保護行政の実務担当者の述懐が一つの手掛かりを与えてくれる。

法の運用がかなりの程度進んだとみられる昭和初期、内務事務官であった兒玉九一は、史跡の保護を進めるにあたって、「考古学者亦遺物の蒐集研究にのみ没頭して遺蹟の総合的研究に歩を進めた者が少ない」(兒玉 1928, 9 頁)、「従って史蹟の調査保存に当り最初に逢着した難点は、之を真面目に調査研究する専門学者の得難いことであった」(同, 9 頁)と、記念物保護における史跡分野の保護に対する考古学側の体制が十分ではなかったという趣旨の述懐している。そして「兎に角根本問題として史蹟なる觀念を確実に握って居る学者はまだ極めて少ないのではあるまいか」(同, 9 頁)と、考古学者側の「史跡」に対する理解の度合いについて、強い疑問

を呈しており、史跡という概念を学術の側から理解し、その保護に取り組む人材が極めて少ないことを憂いている。

厳しい言葉ではあるが、記念物保護行政の実務担当者が抱えていた課題と、先史考古学の主要プレイヤーの認識に、必ずしも一致していない点があったという証言である。これはあくまで兒玉の述懐であり、額面通りに受け取ってよいのかという問題はあるが、当時は縄文・弥生時代の集落遺跡の調査例はなく、遺跡全体の総合的研究の実績はほとんどなかったことは事実である。現在のように保存のための発掘調査を積み重ねて、遺跡全体の価値を明らかにした上で史跡指定に結び付くという事例はほとんどなかった。このような状況が、兒玉九一の述懐「考古学者は…」につながるものと考えられる。

史蹟名勝天然記念物保存法の制定は、これまで多くの研究に明らかにされているとおり、また、当事者たちの証言にもある通り、明治以降、近代化に伴い急速に進行していた国土改変、それに伴い、それまで当然のように残されてきた「記念物」、まさに歴史を記念する、視認できる存在が次々と消滅していくことに対する危惧があった⁽¹⁵⁾。また、社会全体の大きな変化⁽¹⁶⁾に関する危惧、専門的な立場からは、黒板勝美などの歴史学者、白井光太郎や三好學ら、植物学者による地域環境の保全、失われゆく景観や風致の保全が、国にとって不可欠の課題であるという認識と主張があった（黒板 1912a,b、1915a～d,1929、白井 1915a,b、三好 1919,1936）。もちろん、このような識者の視点からだけではなく、各地で保存のための動きがあったことも重要である⁽¹⁷⁾（西村 1993）。

「記念物」の一ジャンルとしての「史蹟」の保護は、そのような流れの中にあった。濱田らも史跡を含む「記念物」保護を強く訴えていたが、史跡の保護は、先史考古学の学史の流れとは異なる文脈からの動きが、より強く働いていたと見るべきである。

当時、文化財保護行政の実務の中には多くの課題や苦労があった。法制定後においても、その運用にあたって多くの困難があったことを当事者は語っている。記念物保護行政側は調査と指定を通じて多くの課題に直面し、実務上の経験値を高めていったものと推察される。その中で保護の対象としての記念物の概念が固まっていったことであろう⁽¹⁸⁾。

古墳時代以降の「記念物」は、古墳、城館跡、国分寺跡などが早い段階で指定され、また、先史考古学の対象でも貝塚の史跡指定は当初から進んでいる。先述したように、先史考古学史上重要な発掘調査が、史蹟調査会との関連で行われ、多大な成果を上げていた。ただ、先史考古学には、「遺蹟の総合的研究」を組織的に実施できる大学や団体も少なかった。また方法論的には、発掘調査方法、遺物の記載はまだその確立期であり、土器編年も先駆的な試みがなされ始めたばかりであった（松本 1919a～i）。そして、考古資料論的には、前述の通り、「遺構」という概念が存在していない状況であった。

1919年は先史考古学にとって記念すべき年であるが、この段階では、「記念物」の一ジャンルとしての「史蹟」の保護における記念物保護行政と先史考古学の連携はまだ、その始まりの細い糸の状態であったといえるだろう。

5 終わりに

現在、先史考古学の対象となっている時代の遺跡の史跡指定は、主に地方自治体による保存

のための調査の積み重ねによってその価値が明らかにされ、その上で指定に至るという道筋をたどることが一般的である。現在では、史跡の指定は固より、指定後の多彩な活用についても、その実務は考古学の方法とその成果との強い結びつきを持って行われている。しかし、100年前、共に確立期を迎えていた史蹟名勝天然紀念物保存法と先史考古学の連携は、まだ始まったばかりであった。両者は非常に近い位置にあり、それぞれの実務の推進や用語法等に影響を与え合いながらも、概念整理や方法論的な相互連携については、まだ揺籃期とも言うべき状態であったといえる。

先史考古学側では、国府遺跡の発掘調査をきっかけに先史土器の「系統」に関する議論が活発に行われた。松本や長谷部は宮城県宮戸島里浜貝塚の層位的な発掘調査によって先史考古学の発掘調査方法、及び出土遺物の層位的な分類と記載において非常に大きな実績を残した(松本前掲、長谷部 1919a,b)。我が国の先史考古学研究において、1910年代は一つのエポックであり、現在の学問の基礎が形作られ始めた時代である。これと同じ時期に、国土の急激な改変や社会の大きな変化に対する危惧と、文化財保護及び自然保護思想の高まりが相まって、「史蹟名勝天然紀念物保存法」が制定されたことは大変興味深い。これらの動きがほぼ同じ時期に起こったということ全体として分析するためには、より広範な社会論的、また科学史的検討が必要であろう。このような分析は筆者には荷の重い課題であるが、今回のように当時の原典を少し繙くだけでも、両者の関係の一端を明らかにすることはできよう。少なくとも、現在我々が見ている記念物、及びその保護の姿や価値の来歴が、行政と学問の100年の歴史の上にあることは知ることができる。また、先史考古学の進歩が紆余曲折をたどっていたことも、記念物保護行政との関わりを検討する中で、うかがい知ることができる。

先人たちは常に時代の課題と向き合いながら、史跡をはじめとする文化財を保護してきた。また先史考古学もそれと並行して方法論が整備され、その進歩は現在我々が史跡の保存と活用を考える際の基盤となっている。今回検討したものは、それぞれの成立期における関わり、ごくわずかな一端にすぎないが、より総合的な検討を行うことで、今後の両者のより良い連携の在り方を探る一助になるのではないかと私考する。

註

- (1) 本稿をまとめるにあたり、引用文等における旧字は常用漢字に改め、旧仮名遣いはそのままとした。明治・大正期の知識人の漢語に対する感覚は我々とは異なっていたことを考慮すれば、慎重に対応すべきであるが、煩雑さを避けるため、このような取り扱いとしたところである。ただし、「史蹟」及び「遺蹟」については、原著者が「跡」と「蹟」の字を使い分けていることがあること等を考慮し、法律名も含め原表記に従った。
- (2) 筆者は、1919年当時、松本及び濱田がどのような科学観をもって考古資料を扱ったのかということについて検討を行ったことがある(村田2012,2016,2019)。
- (3) 濱田の「原始縄文土器」、「アイヌ式縄文土器」は、同じ報文中で「原始式縄文土器」、「アイヌ式縄文土器」、「純アイヌ式縄文土器」など、様々な変異を持つ。この変異の意味については前稿で指摘をした(村田2019)。
- (4) 当時から人類の集団として指定された用語は多様であるが、ここでは「人種論」、「人種」と記載する。
- (5) 縄文時代の一般的な学史では、松本は「地質学者」、「古生物学者」として紹介されることが多い。これはもちろん誤りではないが、先史考古学への参入当時の松本の業績及び、参入時の松本の学問的な背景を考えると、動物学者・分類学者としての性格がより強く表れている(平坂1922、上野1939、入村1991、藤田2006、村田2016)。
- (6) 松本は国府遺跡報告以前にも、いくつかの古人骨や貝塚出土の動物遺存体に関する論文を発表しているが(村田2016)、特に土器に焦点を当てて、先史学に関する論文を連続的に発表することになったきっかけは、国府遺跡における濱田の系統論への反論であると考えられる(村田2016,2019)。
- (7) しかしながら、松本自身も独自の「人種論」を展開している(松本1918,1919a)
- (8) 山内はこの小川貝塚の調査を契機として、「相互類縁に表はれた遺跡系列のネットウアーク(ママ)」という、それまでの先史考古学にはなかった観点を獲得し(山内1924,216頁)、さらに、小川貝塚調査終了後に仙台の松本彦七郎を訪ね、「貴重な資料について精細な御説明を忝う」されたことに感謝している(山内1924、216頁)。これらは我が国の先史考古学史上の記念すべき一頁であろう。
- (9) この定義は、『通論考古学』でもほぼ同じものが用いられている。この濱田の定義について、角田文衛は、ホガースの定義に倣ったものとしている(角田1966(1993))。
- (10) ここでの「住居地」とは字句のとおり、人が住んだ場所を指している。
- (11) 例として、近藤義郎、田中琢の議論を一部引く。「特定の場所(空間的位置)とほんらい不可分に結びついた考古資料で、その成立・形成の当初から一定場所ときりはなせない性質をもつ。すなわち、人間の改変行為が自然の、ほとんどの場合大地の、特定部分とわかちがたく結びついておこなわれた結果生じた物的遺存体であるといつてよい。」(近藤1976,19頁)、「建物や溝などの痕跡のように、土地につながって残存する不動産的な人間活動の痕跡。動産的な遺物とともに遺跡を構成する主要な要素となる。」(田中2002,20頁))
- (12) また、この「遺構」概念の不在という事態は、史蹟名勝天然記念物保存法、及び現行の文化財保護法の条文にも関係しているものと考えられる。文化財保護法では、「埋蔵文化財」とは「土地に埋蔵されている文化財」である(法第92条第1項)。法第2条における文化財の種別に「遺跡」が含まれているため、「埋蔵文化財」は、埋蔵された有形文化財に加え、一般に遺跡として理解されているものは、「土地に埋蔵されている遺跡」も含むことになってしまう。このことについては長く文化庁で文化財行政を担当した和田勝彦の解説が大変参考になる(和田2015)。和田は、この「一種の混乱」は史蹟名勝天然記念物保存法からの対象の継承、文化財保護法の制定・改正の経緯、その中で概念整理が行われなかったことに原因があると指摘している。さらに和田は、法制定時に「有形文化財の範疇に民法の「埋蔵物」の延長概念のような「埋蔵文化財包蔵地」を文化財を包蔵する土地とし、…(後略)」(和田2015,75頁)と解説し、有形文化財がもとになっていることを指摘している。そして、法上の「遺跡」については、ある場合には「遺構」と置き換えたほうが理解しやすいとしている(同73,76頁)。

また、田中琢も文化財保護法の改正の経緯に触れ、改正前の当初の条文には、史跡に指定されたもの以外の遺跡については規定がないこと、通常の「遺跡」については「そこに埋没されている遺物と遺構が「埋蔵文化財」なる名称のもとに、建造物と絵画彫刻等あるいは考古資料からなる有形文化財の一部としてあつかわれているにすぎない。これはあくまでも「もの」に対する概念であって、一定の広がりを持つ土地また

は空間と不可分の概念としての遺跡は、そお（「そこ」の誤字か：筆者註）には存在していなかった」（田中 1973,111 頁）と指摘している。

これらの指摘は、現状の文化財保護法の条文を理解する上で大変重要な指摘である。これに加えるに、筆者としては先史考古学の学史上、史蹟名勝天然記念物保存法、及び文化財保護法制定時には、そもそも考古学には「遺構」という概念がなかったことが、単純ではあるが一因ではなかったかと考える。現在「遺構」と捉えられる「住居」や「墳墓」は、そのまま字句のとおり「遺跡」と表記されており、現在の「遺構」に相当する用語は法の制定当時、存在していなかった。さらに言えば「遺跡」とは「動かすことのできない、かつ/または、大きな遺物」として、有形物の延長として理解されていた。このような状況、遺跡・遺物という用語の理解からすれば、旧法の条文はごく自然なものであったと考えるべきである。

- (13) この「遺物包含層」概念は、「遺物包含地」という名称となって、史蹟の一つの種類として「保存要目」に記載されている（官報 2258 号 1920）。黒板の分類では「土器塚」とされていた（黒板前掲）。「土器塚」が、後世の攪乱であり、本来は「遺物包含層」として理解されるべきものであること、また「遺物包含層」が地質学者側からの意見を基に「遺物包含地」へ変更になったことに関する鳥居の述懐もある（鳥居 1925）。
- (14) 遺構概念の不在、遺物包含層概念の変容は、戦前の発掘調査成果の分析・評価を行う際にも念頭に置くべきものであろう。また、現在とはかなり異なる意味合いで用いられる用語があることも注意しておく必要がある（村田 2019）。
- (15) この間の動向については、西村幸夫が詳しく分析している（西村 1993）。また法の制定に関わった当事者たちの述懐からもうかがい知ることができる。「縄紋」の名付け親でもある白井光太郎は、「史蹟、名勝、天然記念物といふ物は、先代の遺物、国土の精華であります。…(中略)…然るに明治の聖代に於て、この貴重すべき冢樹、社叢の破壊せられたるもの、幾千百萬なるを知らざるは、頗る痛恨に堪へざる次第…(中略)…無意識に破壊せられた惜しむべき史蹟、名勝、天然記念物の数は、決して尠少ではない。」（白井 1915b, 55 頁）と、法制定前にその状況を訴えている。その他、『史蹟名勝天然記念物』には、「然るに明治の世になって以来教育が一変致し、段々鉄道とか、道路とか…(中略)…惜しげもなく此の古蹟といふものを破壊してしまふのであります。」（阪谷 1929,77 頁）、「然るに明治の諸制度の改革に際し、古来の禁伐林が一朝にして伐られ、次で殖産工業が勃興し、交通が盛んになるに従って、貴い史蹟、美しい名勝、珍しい天然記念物の棄損湮滅が次第に烈しくなってきました。」（三好 1936, 9 頁）など、法制定当時、視認できる「記念物」が失われていた状況が記されている。
- (16) 兒玉は、近代化に伴う社会の変化について、「経済的利益に偏重して、精神的文明の破壊を顧慮せざるが如きは、誠に現代の悪弊の一と見なければならぬ。」（兒玉 1926,17-18 頁）とし、国土の改変とともに、それが伝統文化を重んじない風潮と一体のものであることを指摘し、記念物の保護を訴えている。
- (17) 西村は、史蹟名勝天然記念物保存法の制定に至る過程で、全国各地で史蹟保護のための団体が数多く誕生したこと、その活動と政府の対応の状況について丁寧に分析している（西村 1993）。
- (18) 雑誌『史蹟名勝天然記念物』所収の諸論文からは、当時の時相や実務担当者の思いを読み取ることができ、興味深い記事も多い。文化財保護思想の普及啓発の必要性を説くもの（「史蹟保存事業の如きも或は、老人の隠居仕事の様にも思はれ、或は貴族富豪の余技と見られ、少壮有為の人々に閑却され勝ちな傾向を有するのは遺憾千萬である」（兒玉 1926,19 頁））、開発と保存の調整に悩むもの（「(文化財保護と開発について：筆者註)…其の間の調和を計るといふことに私は随分苦心したのであります。…(中略)…成程河川の改修も道路の改修も必要であるが、それと同時に日本に特殊の史蹟名勝天然記念物があれば、之を保存することも必要である。夫れ故に成べくさういうものを打壊はさない方法を以て計画を樹てねばならぬ。」（水野 1929,90 頁））、公園化と保護の問題、実務上の課題（「保存は其等の貴重なる資料事物を完全に保存すべき作業であり、実務である。」（井下 1927, 8 頁））、史跡保存の実務のレビューを行い、課題を検討するもの（井下 1932）、名勝の保存と地域振興（「名勝に遊覧者と引くといふ事も地方繁栄の一つであるとあなた方は考へないか…(後略)」（阪谷 1929)）など、現在にも通じる論点もある。

参考文献

- 赤坂信 2000 「「史蹟名勝天然紀念物」時代の保存事業」『生物学史研究』No.65 47-53 頁
- 石井伸夫 2017 「開発と埋蔵文化財保護をめぐる大正期の鳥居龍蔵とその周囲の動向 —「勢見岩の鼻」問題に寄せて—」『徳島県立鳥居龍蔵記念博物館研究報告』No. 3 49-71 頁
- 泉拓良 1984 「濱田耕作論」『縄文文化の研究 10 縄文時代研究史』 205-214 頁
- 井下清 1927 「史蹟保存の実際化」『史蹟名勝天然紀念物』 第2集第2号 7-16 頁
- 井下清 1932 「実際問題としての保存事業に就て」『史蹟名勝天然紀念物』 第7集第10号 1-12 頁
- 入村精一 1991 「クモヒトデとはどんな動物か？」『うみうし通信』Vol.11 12-23 頁
- 上野益三 1939 『日本生物学の歴史』
- 大野延太郎・鳥居龍蔵 1894 「武蔵国北多摩郡国分寺村石器時代遺跡」『東京人類学会雑誌』 第9巻第102号 474-478 頁
- 大野延太郎・鳥居龍蔵 1895a 「武蔵国北多摩郡国分寺村石器時代遺跡（第百二号ノ続）」『東京人類学会雑誌』 第10巻第106号 155-159 頁
- 大野延太郎・鳥居龍蔵 1895b 「武蔵国北多摩郡国分寺村石器時代遺跡（前号ノ続）」『東京人類学会雑誌』 第10巻第107号 178-181 頁
- 小野山節 1985 「2 資料論」『岩波講座 日本考古学1 研究の方法』 17-41 頁
- 工藤雅樹 1979 『研究史 日本人種論』
- 工藤雅樹 1998 『東北考古学・古代史』
- 黒板勝美 1912a 「史蹟保存に関する建議書草案」『考古学雑誌』 第2巻第5号 55-67 頁
- 黒板勝美 1912b 「史蹟遺物保存に関する意見書」『史学雑誌』 第23編第5号 84-127 頁
- 黒板勝美 1915a 「史蹟遺物保存に関する研究の概説」『史蹟名勝天然紀念物』 第1巻第3号 19-20 頁
- 黒板勝美 1915b 「史蹟遺物保存に関する研究の概説（承前）」『史蹟名勝天然紀念物』 第1巻第4号 29-30 頁
- 黒板勝美 1915c 「史蹟遺物保存に関する研究の概説（承前）」『史蹟名勝天然紀念物』 第1巻第5号 36-38 頁
- 黒板勝美 1915d 「史蹟遺物保存に関する研究の概説（承前）」『史蹟名勝天然紀念物』 第1巻第6号 47-48 頁
- 黒板勝美 1929 「保存事業の根本的意義」『史蹟名勝天然紀念物』 第4集第1号 4-10 頁
- 兒玉九一 1926 「史蹟保存事業の難関」『史蹟名勝天然紀念物』 第1集第1号 16-19 頁
- 兒玉九一 1928 「史蹟名勝天然紀念物の保存と公園行政」『史蹟名勝天然紀念物』 第3集第1号 8-20 頁
- 小林行雄 1971a 「二 縄文式土器編年論」『論集 日本文化の起源1 考古学』（解説） 11-27 頁
- 小林行雄 1971b 「浜田耕作 土器の系統」（紹介文）『論集 日本文化の起源1 考古学』（解説） 193 頁
- 近藤義郎 1976 「原始史料論」岩波講座『日本歴史』25「別巻2 日本史研究の方法」9-36 頁
- 坂野徹 2005 『帝国日本と人類学者 一八八四 — 一九五二年』
- 阪谷芳郎 1929 「史蹟名勝天然紀念物保存法公布十周年に際して」『史蹟名勝天然紀念物』 第4集第6号 74-81 頁
- 佐藤嘉広 1988 「日本考古学における層位論研究の特質」財団法人岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター『紀要』Ⅷ 1-36 頁
- 白井光太郎 1915a 「神社境内の樹木の保護に就て」『史蹟名勝天然紀念物』 第1巻第5号 38-39 頁
- 白井光太郎 1915b 「史蹟名勝天然紀念物の保存に就て」『史蹟名勝天然紀念物』 第1巻第7号 55-56 頁
- 鈴木公雄 1984 「松本彦七郎論 —土器研究にみる層位と型式の関係—」『縄文文化の研究 第10巻 縄文時代研究史』 72-85 頁
- 高橋龍三郎 1980 「ミネルヴァ論争の背景」『古代探叢 —滝口宏先生古稀記念考古学論集—』 141-162 頁
- 田中琢 1973 「遺跡の保護（1）」『考古学研究』 第19巻第4号 103-114 頁
- 田中琢 1982 「遺跡遺物に関する保護原則の確立過程」『考古学論考』 小林行雄博士古稀記念論文集 765-

- 田中琢 2002 「遺構」『日本考古学事典』 20-21 頁 田中琢・佐原真 編集
- 角田文衛 1993 「産業考古学の問題」『転換期の考古学』 65-69 頁 (初出 1966 『古代文化』 第 17 卷第 3 号)
- 寺田和夫 1975 『日本の人類学』
- 鳥居龍蔵 1920 「武蔵野の有史以前」『武蔵野』 第 3 卷第 3 号 1-9 頁
- 鳥居龍蔵 1925 『武蔵野及其有史以前』
- 中谷治宇二郎 1934 『校訂 日本石器時代提要』 (再版 初版は 1933 年発行)
- ナンタ, アルノ 2006 「1917～1920 年、大阪での考古学発掘と起源論争 (その 1)」『生物学史研究』 No.77 31-46 頁
- ナンタ, アルノ 2007 「1917～1920 年、大阪での考古学発掘と起源論争 (その 2)」『生物学史研究』 No.78 1-17 頁
- 西村幸夫 1993 「「史蹟」保存の理念的枠組みの成立 — 「歴史的環境」概念の生成史 — その 4」『日本建築学会計画系論文報告集』 第 452 集 177-186 頁
- 長谷部言人 1919a 「宮戸島里濱貝塚の土器に就て」『現代之科学』 第 7 卷第 3 号 37-46 頁
- 長谷部言人 1919b 「宮戸島里濱介塚試掘土器調査」『現代之科学』 第 8 卷第 1 号 45-57 頁
- 長谷部言人 1925 「陸前大洞貝塚 (発掘) 調査所見」『人類学雑誌』 第 40 卷第 10 号 349-360 頁
- 青陵生 (濱田耕作) 1907 「古社寺保存会の事業に就て」『大阪朝日新聞』 附録 10 月 6 日 2 頁
- 濱田耕作 1916a 「歴史記念物の保存 (一) 敢て当局者に望む」『大阪毎日新聞』 11 月 22 日 3 頁
- 濱田耕作 1916b 「歴史記念物の保存 (二) 敢て当局者に望む」『大阪毎日新聞』 11 月 23 日 3 頁
- 濱田耕作 1916c 「歴史記念物の保存 (三) 敢て当局者に望む」『大阪毎日新聞』 11 月 24 日 3 頁
- 濱田耕作 1916d 「歴史記念物の保存 (四) 敢て当局者に望む」『大阪毎日新聞』 11 月 25 日 3 頁
- 濱田耕作 1916e 「歴史記念物の保存 (五) 敢て当局者に望む」『大阪毎日新聞』 11 月 26 日 3 頁
- 濱田耕作 1916f 「歴史記念物の保存 (六) 敢て当局者に望む」『大阪毎日新聞』 11 月 27 日 3 頁
- 濱田耕作 梅原末治 島田貞彦 鈴木文太郎 1918 『河内国府石器時代遺跡発掘報告等』 京都帝国大学文学部考古学研究報告第二冊
- 濱田耕作 1918a 「考古学の栞 (第一回)」『史林』 第 3 卷第 1 号 75-85 頁
- 濱田耕作 1918b 「考古学の栞 (第二回)」『史林』 第 3 卷第 2 号 86-95 頁
- 濱田耕作 1918c 「考古学の栞 (第三回)」『史林』 第 3 卷第 3 号 96-104 頁
- 濱田耕作 1918d 「土器の系統」『河内国府石器時代遺跡発掘報告等』 京都帝国大学文学部考古学研究報告第二冊 35-42 頁
- 濱田耕作 1918e 「考古学の栞 (第四回)」『史林』 第 3 卷第 4 号 119-130 頁
- 濱田耕作 1919a 「考古学の栞 (第五回)」『史林』 第 4 卷第 1 号 57-65 頁
- 濱田耕作 1919b 「考古学の栞 (第六回)」『史林』 第 4 卷第 2 号 122-130 頁
- 濱田耕作 1919c 「考古学の栞 (第七回)」『史林』 第 4 卷第 3 号 104-113 頁
- 濱田耕作 1919d 「考古学の栞 (第八回)」『史林』 第 4 卷第 4 号 121-128 頁
- 濱田耕作 辰馬悦蔵 長谷部言人 1920 『河内国府石器時代遺跡第二回発掘報告等』 京都帝国大学文学部考古学研究報告第四冊
- 濱田青陵 1921 「朝鮮の古蹟調査」『民族と歴史』 第 6 卷第 1 号 70-76 頁
- 濱田青陵 1936 『通論考古学』
- 林謙作 1973 「層序区分 — その現状と問題点 —」『物質文化』 第 21 卷 1-17 頁
- 平坂恭介 1922 「私の思ひ出」『動物学雑誌』 第 34 卷第 401 号 104-105 頁
- 藤田敏彦 2007 「東京大学総合博物館所蔵クモヒトデ類標本について」『東京大学総合研究博物館標本資料報告』 第 62 号 135-150 頁
- 松本彦七郎 1918 「日本石器時代人類に就て」『人類学雑誌』 第 33 卷第 9 号 245-263 頁
- 松本彦七郎 1919a 「日本先史人類論」『歴史と地理』 第 3 卷第 2 号 19-31 頁

- 松本彦七郎 1919b 「寶ヶ峰の遺蹟に就て」『考古学雑誌』第9巻第9号 50-51頁
- 松本彦七郎 1919c 「陸前国宝ヶ峰遺蹟の分層的発掘成績」『人類学雑誌』第34巻第5号 161-166頁
- 松本彦七郎 1919d 「宮戸嶋里濱及気仙郡瀬澤介塚の土器 附特に土器紋様論」『現代之科学』第7巻第5号 10-42頁
- 松本彦七郎 1919e 「宮戸嶋里濱及気仙郡瀬澤介塚の土器 附特に土器紋様論(二)」『現代之科学』第7巻第6号 20-48頁
- 松本彦七郎 1919f 「日本石器時代土器」『理学界』第17巻第3号 1-4頁
- 松本彦七郎 1919g 「宮戸島里濱介塚の分層的発掘成績」『人類学雑誌』第34巻第9号 285-315頁
- 松本彦七郎 1919h 「日本の石器時代土器(二)」『理学界』第17巻第4号 5-8頁
- 松本彦七郎 1919i 「宮戸島里濱介塚の分層的発掘成績(続)」『人類学雑誌』第34巻第10号 331-344頁
- 水野鍊太郎 1929 「保存法制定の根本精神と其の運用に就て」『史蹟名勝天然紀念物』第4集第6号 82-90頁
- 三好學 1919 「史蹟名勝天然紀念物保存法の発布に就て」『史蹟名勝天然紀念物』第3巻第7号 49-50頁
- 三好學 1936 「史蹟名勝天然紀念物保存事業の由来」『史蹟名勝天然紀念物』第11集第12号 9-14頁
- 村田章人 2012 「松本彦七郎土器編年小考 一山内型式学成立前夜の土器型式一」『縄文時代』第23号 139-154頁
- 村田章人 2016 「松本彦七郎土器研究前史小考」『縄文時代』第27号 139-154頁
- 村田章人 2019 「1910年代の先史考古学における「系統」と「式」一国府遺跡発掘調査報告書とその周囲の議論から一」『縄文時代』第30号 1-22頁.
- 山内清男 1924 「磐城国新地村小川貝塚発掘略記(小川貝塚一三貫地貝塚一竪穴群)」『人類学雑誌』第39巻第4号第5号第6号 212-216頁
- 山内清男 1929 「関東に於ける繊維土器」『史前学雑誌』第1巻第2号 1-30頁
- 山内清男 1934 「土器型式の細別」『石冠』第2年第4号 1-4頁
- 山内清男 1937 「縄紋土器型式の細別と大別」『先史考古学』第1巻第1号 29-32頁
- 和田勝彦 2015 『遺跡保護の制度と行政』

※同一著者で同一年刊行のものは、発行月日順とした。論文の表記が掲載雑誌の目次と本文表題部分で異なる場合は、本文表題に拠った。濱田耕作・濱田青陵・青陵生は同一の著者として扱っている。また、掲載雑誌の番号表記はアラビア数字、ローマ数字とした。